

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の  
決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の  
決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指  
定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条  
第2項の規定により報告する。

## 資料

## 法律上の義務に関する損害賠償額の決定

区分	1	2	3
相手方	杉並区 阿佐谷南一丁目在住  男性	杉並区 阿佐谷南一丁目在住  男性	杉並区 高円寺北三丁目在住  男性
事故日	平成 22 年 7 月 23 日	平成 22 年 8 月 27 日	平成 22 年 10 月 26 日
場所	杉並区高円寺南三丁目	杉並区阿佐谷北六丁目	杉並区高円寺北三丁目
車両等	区側	清掃車	清掃車
	相手側	自転車	歩行者
状況	接触	接触	接触
内容	人身	人身	物損
金額	219,449円	28,110円	19,448円

区分	4	5	6	
相手方	東大阪市 長田東五丁目 リース会社	杉並区 和泉三丁目在住 男性	さいたま市 大宮区大成 町在住 男性	杉並区桃井 二丁目 配送会社
事故日	平成 22 年 11 月 11 日	平成 22 年 12 月 27 日	平成 23 年 2 月 4 日	
場所	杉並区西荻北三丁目	杉並区和泉二丁目	杉並区桃井二丁目	
車両等	区側	庁有車	清掃車	庁有車
	相手側	原付バイク	自転車	原付バイク
状況	接触	接触	接触	
内容	物損	人身	人身	物損
金額	50,281円	339,808円	93,440円	10,038円

区分	7	8	9	
相手方	中野区 上高田三丁目在住  女性	港区 西麻布4丁目  クリーニング会社	杉並区 堀ノ内三丁目在住  男性	
事故日	平成23年2月21日	平成23年3月17日	平成23年5月20日	
場所	杉並区阿佐谷南三丁目	杉並区久我山五丁目	杉並区堀ノ内三丁目	
車両等	区側	庁有車	庁有車	清掃車
	相手側	小型乗用車	軽貨物車	車止め
状況	追突	追突	接触	
内容	物損	物損	物損	
金額	154,717円	188,727円	45,150円	

区分	10	11	12	
相手方	入間市 上藤沢在住 男性	練馬区 大泉三丁目在住 男性	杉並区 成田東一丁目在住 女性	
事故日	平成23年8月1日	平成23年9月2日	平成23年10月5日	
場所	杉並区和田二丁目	杉並区高円寺北一丁目	杉並区永福二丁目	
車両等	区側	庁有車	庁有車	清掃車
	相手側	小型乗用車	軽貨物車	小型乗用車
状況	接触	接触	衝突	
内容	物損	物損	物損	
金額	265,228円	230,612円	87,550円	